



Chapter 1

第 1 章 景観計画について

第1章 景観計画について

1 景観とは

■ 「景観」とは

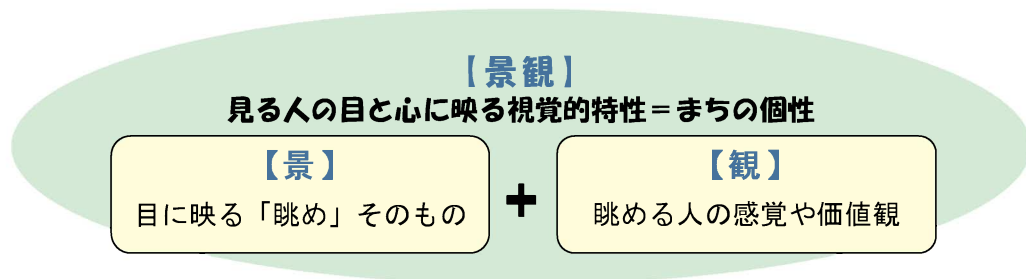
「景観」とは、私たちの目に映る視覚像のことで、一般的には風景、景色とほぼ同じ意味に使われています。「景観」という言葉は見る対象を示す「景」という文字と、それらを見る人が感じる感覚や価値観（ものの見方や考え方）を表す「観」という文字が組み合わされた言葉です。

同じ景色を見ていても、その評価が人によって異なるのは、見る人の感覚や価値観に違いがあるからです。少し言い方を変えると、「景観」とは見る人の目と心に映る「地域の視覚的特性＝まちの個性」ということもできます。

「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには光や風、水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じるができるすべてが深く関連し合い、成り立っています。

景観の要素は私たちの身のまわりのもので構成されており、目に見える山や森、川や果樹園などの自然的要素から、市街地や集落地のまちなみ、道路や公園などの人工的要素まで、視覚として映し出される全てのものが対象となります。

また、これらのほか、まちのイメージ、歴史や文化、花の香り、光、風など、目に見えない五感で感じる印象も「景観」の要素に含まれます。



■ 「景観」は市民共有のかけがえのない財産

市内には、美しい桃源郷の風景をはじめ、山や森、水辺といった豊かな自然景観、歴史を感じさせる景観、甲府盆地や南アルプス等を一望する優れた眺望景観、石和・春日居温泉郷のまちなみ景観、古民家群のある芦川の集落景観、里山に抱かれた特徴ある農山村の風景など、笛吹市らしい個性的で、魅力的な景観を目にすることができます。

こうした本市らしい景観は初めからあったものではなく、盆地特有の地形や風土のなかで、自然と共生するための暮らしや様々な営み、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、永い歳月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

良好な景観は、地域の個性を表現し、市民生活にうるおいを与え、私たちにふるさとへの愛着や誇りをもたせてくれるとともに、地域の魅力を一層高め、観光など地域活力の源にもなり、笛吹市の将来を担う子どもたちの豊かな感性を育ててくれます。

本市の美しい景観は、市民をはじめすべての人たちの理解と協力によって次代へと継承されていくべき市民共有のかけがえのない財産といえます。

注) * 本計画では、「景観」に対して一部「風景」という言葉を用いています。例えば、ふるさとの風景などのように、心象や情緒を含んだ全体的な印象としてなじみがよい場合には「風景」としています。

2 景観計画について

(1) 計画の目的

■ 計画の背景

平成16年6月に制定された「景観法」は、都市や農山漁村における良好な景観を形成するためのわが国はじめての景観についての総合的な法律です。

「景観計画」とは、この「景観法」に基づき、景観行政団体*が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する市民の意識が高まる中で、従来の自主的な条例による景観形成から「景観法」を根拠とする景観形成への転換が求められており、全国の多くの自治体で法律に基づく景観計画への取り組みが進められています。山梨県内では、平成25年3月現在、22の市町村が景観行政団体となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。

本市においても、桃源郷の美しい風景をはじめ、優れた自然景観、歴史的・文化的景観を市民共有のかけがえのない財産・資産として守るとともに、新たな魅力ある景観を創造し、これらの景観を育て、地域の活性化につなげていくことが求められています。

本市は、合併後、「第一次笛吹市総合計画」（平成20年3月）や「笛吹市都市計画マスタープラン」（平成21年3月）を策定し、この中において景観形成について一定の方向を示してきたところですが、平成21年6月1日に景観法に基づく「景観行政団体」になり、本格的な景観形成に向けた取り組みをはじめました。

■ 計画の目的

本計画は、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民の声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取り組みなどを定め、景観に関する市民、事業者、行政等の協働の指針をつくることを目的としています。

笛吹市の景観形成は、この計画に掲げた様々な指針に基づいて、すべての人たちがお互いに手を携えて一步一步着実に進めていきます。

本計画には、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという市民をはじめ、関係者の熱い思いが込められています。

■ 「景観計画」とは

「笛吹市景観計画」は、次のような特徴があります。

■ 「笛吹市景観計画」の特徴

● 笛吹市の景観形成に関する総合的な計画です

景観計画は、本市の総合計画や都市計画マスタープランの中で、法律（景観法）に基づいて定められる景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

景観計画では、景観形成方針、良好な景観形成のための行為の制限、景観資源等の質的向上に関する事項のほか、計画の推進に向けた施策などについて定めます。

● 広く市民意見を反映して策定する計画です

景観計画の策定にあたっては、市民参加による「笛吹市風景づくり懇談会」を設置し、風景づくりシンポジウムの開催、市の広報やホームページによる検討経過や計画案の公表、パブリックコメント（市民意見の募集）を実施するなど、市民意見の反映に努め、笛吹市らしい個性の表現と市民にも親しみがもてる計画として策定します。

● 今後の景観まちづくりに関する市民・事業者・観光客・行政等の協働・共通の指針です

景観計画に定める内容は、本市の良好な景観形成を推進していくための市民・事業者・観光客・行政等の協働・共通の指針（ガイドライン）となるものです。

注) * 景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。政令指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県が景観行政団体になりますが、その他の市町村も都道府県に代わって景観行政団体になることができます。

(2) 景観計画の位置づけ

本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

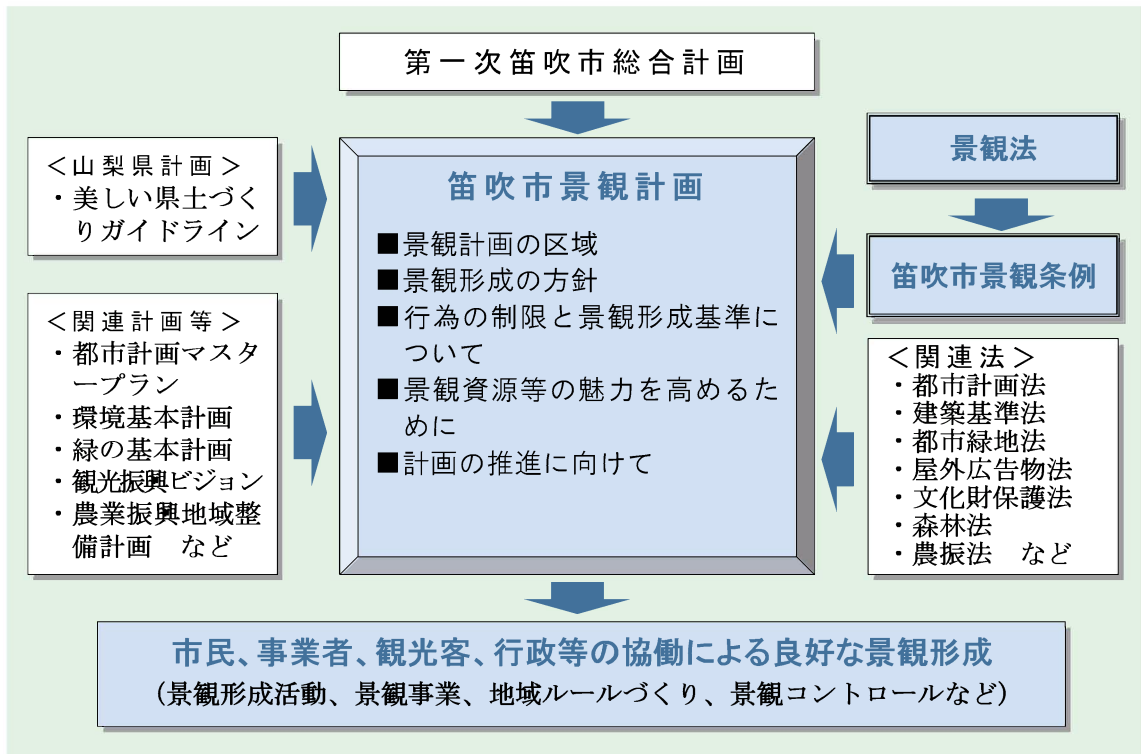
「笛吹市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第一次笛吹市総合計画」（平成20年3月）に則した、本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、市民が主体的に関わる景観形成活動や行政等が行う景観形成事業などの景観形成施策は、本計画に沿って進めていくことになります。

また、景観形成をより強力に推進していくため、本計画に加えて、「笛吹市都市計画マスタープラン」や「笛吹市環境基本計画」、「笛吹市緑の基本計画」などの関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観形成に係わる法令等の活用を図ります。

なお、本計画は、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、成長型の計画として、景観形成への取り組みを通じて内容を充実していきます。

■「笛吹市景観計画」の位置づけ



(3) 景観計画の区域

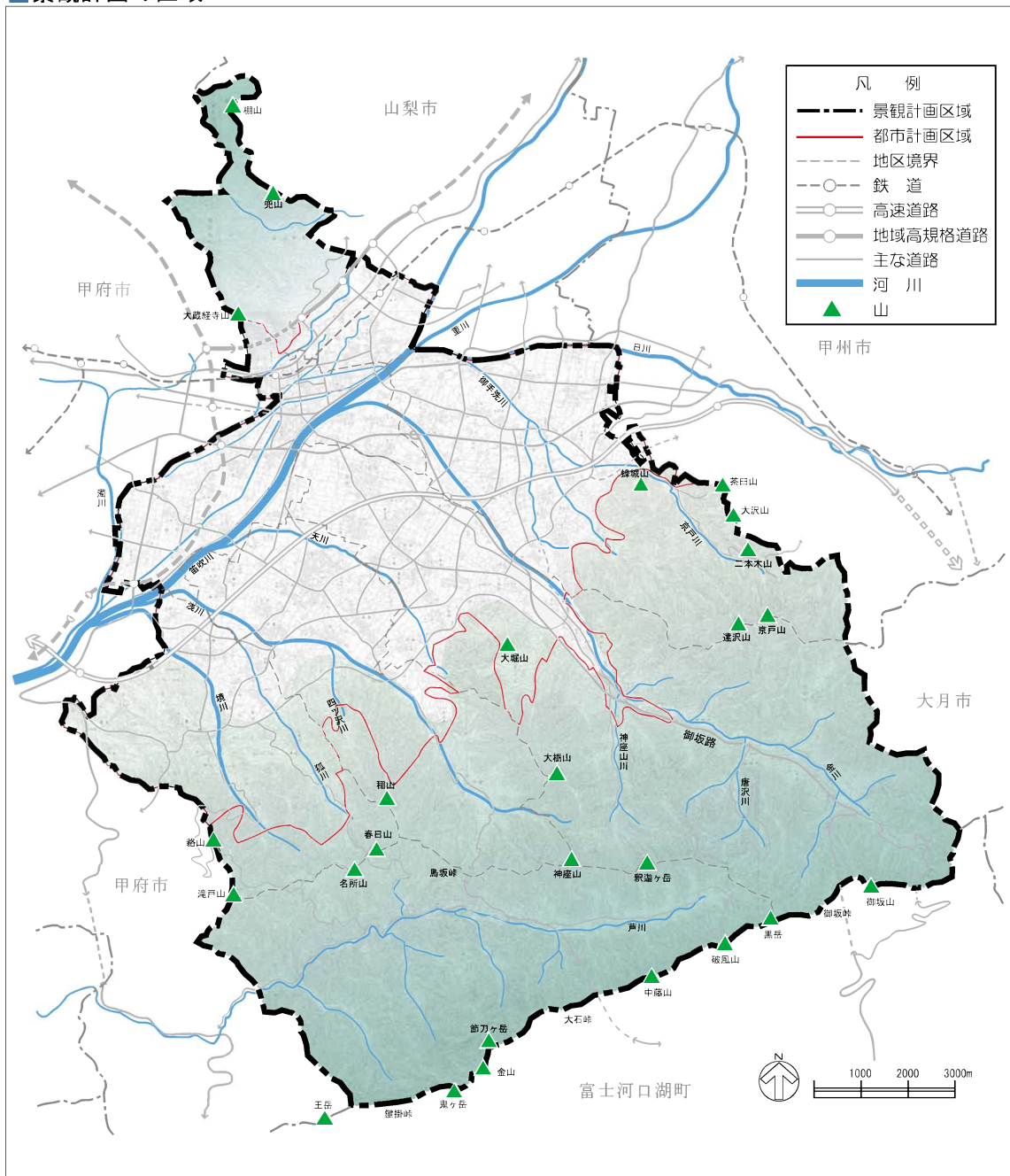
景観計画の区域は、本市全域とします。

笛吹市の景観の特徴は、南側の御坂山地と北側の大蔵経寺山や兜山に挟まれた盆地状の地形構造（大地の構造）を土台に、山岳や森林、河川などの豊かな自然景観が広がり、その中に桃源郷の景観、優れた眺望、市街地や農山村の景観、歴史文化的景観などが重なり合い、一体となって笛吹市らしい独自の景観を形成しています。特に、盆地状の地形構造であることから、眺望景観においては、背景の山なみも含めて一体的に視認される点に特徴があります。また、芦川地区については、兜造り民家群や石垣の景観など芦川に沿って形成された農山村集落に特筆すべき景観がみられます。

このため、景観計画の区域については、景観の一体的なまとまりと景観コントロールの必要性を重視し、市域全体を景観計画区域として定めます。

この中で、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべきゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、積極的な景観形成を推進します。

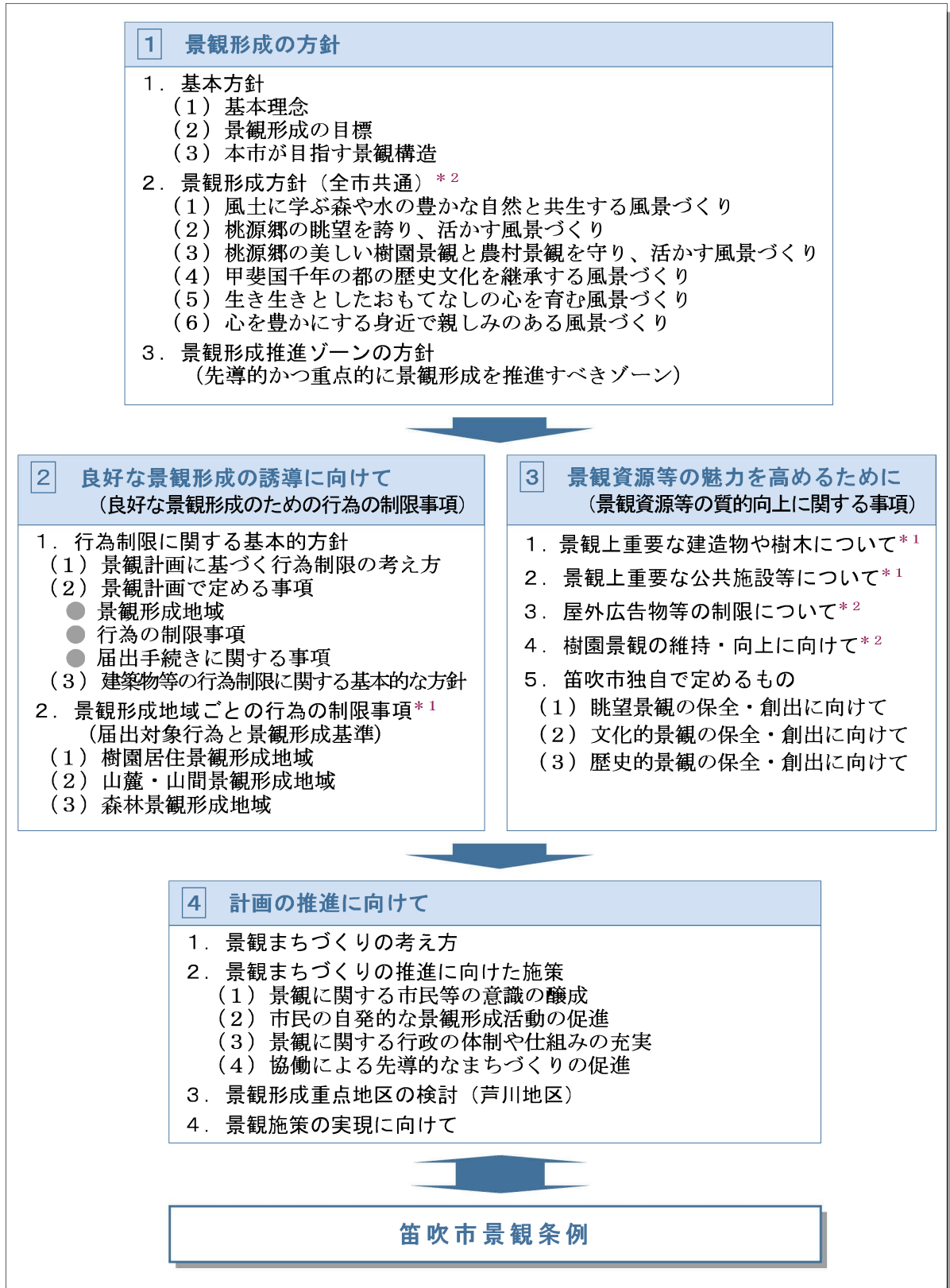
■景観計画の区域



(4) 景観計画の構成

「笛吹市景観計画」は、景観に関する総合指針として、法定事項だけでなく、本市で定める任意事項も含め、次に示すように、大きく4つの内容で構成しています。

■ 笛吹市景観計画の構成



注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。
 *2 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。
 *3 上記*1、*2以外の項目は、任意事項で、本市独自のものとなっています。